

近代日本の官舎建築に関する歴史的研究

— 旧陸・海軍省における官舎建築を中心とした一考察 —

主査 崎山 俊雄^{※1}

委員 飯淵 康一^{※2}, 永井 康雄^{※3}, 安原 盛彦^{※4}

本研究では、我が国近代の官舎建築を取り上げ、供給制度の変遷と住宅平面の具体的様態とを明らかにし、その建築史的意義について検討することを試みた。官舎制度は、維新の大変革に対する新たな秩序の形成や、地方への支配制度の拡大、行政機構の拡大や精緻化といった政治的動向とも密接に関係しながら展開されてきたことが知られた。またその平面に示される職階に応じた相対的な階層構造や平面計画理念、その変遷の過程に認められる様々な試みには、官舎と近代社会との分ち難い結び付きが、また近代住宅における同時代的な多様性が見出され得ることを明確にした。

キーワード：1) 官舎， 2) 供給制度， 3) 平面構成， 4) 変遷過程， 5) 社会階層，
6) 秩序， 7) 旧陸・海軍省， 8) 近代日本

HISTORICAL STUDY ON THE OFFICIAL RESIDENCE IN JAPAN IN THE MODERN TIMES

Examination that centers on Department of the Army and Department of the Navy

Ch. Toshio Sakiyama

Mem. Kouichi Iibuchi, Yasuo Nagai, Morihiko Yasuhara

In this paper, we tried to clarify how the supply-system and plane of the official residence had transformed through the modern times. As the result, we clarified that the official residence system had been progressed while closely relating to a political trend as formation of new order to revolution of restoration and so on. And we also clarified, from the hierarchy corresponding to the grading of the official residence and from various attempts through transition processes, that we are able to know the official residence is strongly related to the modern society, and the modern housing is very various coetaneous.

1. はじめに

本研究は、我が国近代の官舎建築について、供給制度の変遷と住宅平面の具体的様態とを明らかにし、その建築史的意義について考察しようとするものである。

官舎は、明治以降の都市独立住宅の源流と見做されている江戸時代の武士住宅を下地に、近代の行政機構を背景として展開されたビルディング・タイプである。明治新政府による行政改革は、諸省使府県に新たな社会階層としての多くの官員を生み出し、これに伴って全国各地には数多くの官舎が建設されることになった。旧陸軍省では大正5年（1916）時点で3,845戸の官舎を^{注1)}、旧鉄道省では大正10年（1921）時点で14,451戸の官舎を所有していたことが知られる^{注2)}。管見によれば、明治・大正期に渡り全国的にこれほど大規模に住宅の建設、供給を行っていたのは、官庁営繕組織以外には見られない。

官舎建築に関する歴史的な研究としては、開拓使の官

舎建築に触れた遠藤明久博士の研究^{文1)}や、生野鉦山における官舎-社宅の展開を追った高田絵美氏らの論考^{文2)}、旧海軍省の官舎建築を対象とした拙稿^{文3)}が挙げられる。また、明治以降における中流住宅の平面構成の展開を検討した青木正夫博士らの研究でも、旧鉄道省の官舎がその一断面を表す例として取り上げられている^{文4)}。

遠藤氏の研究では、開拓使の官舎には寒地住宅の在り方を模索する様々な試みのあったことが示され、それらが北海道の近代住宅史において大きな位置を占めていたことが述べられている。また、高田氏の論考からは官舎-社宅の平面的相関性が窺われ、青木氏の論考では、近代住宅の変遷を検討する上でも官舎が重要な存在であることが示唆されている。拙稿では、官舎には近代の社会制度が空間として現れていたことを報告した。

近代における官舎が、量的にも、また質的にも我が国の近代住宅を考察する上で重要な存在であることが窺わ

※1 秋田県立大学 助教

※2 東北大学大学院 教授

※3 東北大学大学院 助教授

※4 秋田県立大学 教授

れよう。官庁営繕組織による官舎の制度や、その設計思想を明らかにすることは、近代住宅の特性を理解する上で不可欠であることが知られる。また、そこから得られる知見は、これらを存在せしめた近代社会の特性を理解する上でも、大きな示唆を与えるものとなろう。

近代の官舎に関しては、上記した研究の他にも、政府高官の大規模な邸宅や、または現存する遺構・図面を対象として、設計者や意匠の特徴について検討した個別の論考が散見される^{文5)} ⁶⁾。また、官舎を主たる対象として検討したものではないが、西山卯三博士や石田潤一郎博士の論考では、その最初期の制度に言及されている^{文7)} ⁸⁾。これらの考究は確かに貴重な知見を与えてくれてはいるが、しかしながら、いずれも断片的であると言わざるを得ず、包括的な考察が十分に為されてきたとは言い難い。あらためて官舎を近代に展開した一つのビルディング・タイプとして理解しようとするとき、その成立・展開の過程に関しては、未だ不明な点が多いのが実情である。

筆者らはこの度、国立公文書館等において、官舎の供給制度や平面構成に関する多数の史料を発見した。本稿ではこれらをもとに、その変遷過程を示し、それらを時代背景の中に位置づけることを試みる。

次章以降では、まず第2章で、明治初期に「官舎」が近代社会に条件付けられつつ制度的に形成されていく過程を示し、第3章では、規模においても合理的に配置された職制においても当時の諸省を代表する組織であった旧陸軍省を例に、それ以降昭和戦前期にかけて、官舎が制度的に展開していく過程を検討する。第4章では明治・大正期に計画・建設された官舎の平面図を例示して制度との関係や平面的特質を明らかにする。次いで第5章では官舎の歴史を検討する上で注目されるいくつかの断片的な史実を提示し、第6章で近代日本における官舎の建築史的意義について考察を加える。

2. 明治初期における官舎制度の形成過程

2.1 官舎制度の概略と変遷の時期区分

本章では、明治初期において「官舎」というビルディング・タイプが「近代」社会に条件付けられつつ制度的に形成されていく過程を検討する^{注3)} ^{文9)}。

表2-1は、明治初期における官舎に関する制度を時代順に並べ、更に、これらに少なからず影響を与えたと考えられる歴史的事象を含めて整理したものである^{注4)}。この時期を、官舎制度の形成という観点から区分すれば、概ね以下の三期に分けることができる。

- 1) 第一期：大政奉還～明治3年（1870）7月
「東京を中心とした、旧幕時代の土地・建物の整理期」
 - 2) 第二期：明治3年8月～明治5年（1872）5月
「地方への統制の強化に伴う官舎制度の転換・拡大期」
 - 3) 第三期：明治5年6月～明治9年（1876）5月
「旧制度の再考と『官舎貸渡規則』の確立期」
- 以下、この区分毎に制度の展開過程を追うこととする。

2.2 第一期における官舎制度

1) 東京における武家地の処理と官舎制度の萌芽

慶応3年（1867）10月14日の大政奉還、同年12月9日の王政復古の宣言により、明治維新はその緒につく。暫定的な措置を経た後、明治元年（1868）閏4月21日、新政府は「政体書」を頒布して太政官を中心とした官制を整備する^{注5)}。同年7月には江戸が東京と改称され、翌2年（1869）2月の明治天皇による行幸などを直接的な契機として、東京は政治の中心地としての地位を獲得していく。周知のように、この過程において、新政府は広大な領域を占めていた武家地や武家屋敷を上地させ、これらを政府の施設や新たな官員の住居（官舎）に転用して使用していった^{文10)}。

近代における官舎の供給は、東京における武家地の処理過程と一体として始まることとなる。

表2-1 明治初期における官舎制度の概略と時期区分

官舎制度に関連する事項			行政改革、官吏制度など		区分
年 月	規則名称等	概 要	年 月	規則名称等	
明 1 . 閏4	大総督府諸藩ニ令シテ江戸ノ第宅及ヒ留住者ノ口数ヲ録上セシム	大総督府（新政府）が江戸に残る大名屋敷と居住者を調査	慶 3 . 10	大政奉還	第一 期
	.08 東京郭内外諸侯以下第宅ノ制	東京を郭内・郭外に分け、場所に応じて上地屋敷の処分を規定	.12 王政復古の宣言		
	.11 屋敷拝領并拝借願出方・万石以上以下諸屋敷東京府ニテ管掌ス	屋敷拝領の手続き（拝借願の提出先）を統一	明 1 . 閏4	「政体書」の頒布（7官+府藩県）	
2 . 04	官員ニ貸与セル邸宅ノ制限	官員へ貸渡する邸宅（官舎）の坪数を、官等に応じて制限	.07 江戸を東京と改称		
.06 六等官以下二邸宅ヲ貸与スルヲ止メ総テ長屋ニ住居セシム	M2.4の規模制限を遵守すべきことを通達	2 . 02 明治天皇による東京への行幸			
3 . 02	東京府諸官員拝借邸修繕其他処分	東京府下における邸宅（官舎）の修繕等の取扱方法を規定	.06 版籍奉還		
	諸藩邸宅地処分	京都府下の邸宅についても、自力で維持するよう通達	.07 官制の改革（2官6省）、職員令 常備金規則		
.06 諸官省長屋等住居ノ向最初ノ修繕取扱方	各省が所有する長屋は、最初に各々で修繕の上、貸渡することによって統一				
.07 諸官省長屋官員拝借ノ分ハ外廻り並雨漏等ヲ除クノ外官費修繕ヲ止ム	貸渡中の長屋では、外廻りの修繕のみ官費とすることを規定				
.08 藩縣官員及士族ヨリ外務省へ採用ノ者へ宿料支給ヲ乞フ（案）	官舎の不足に対して、外務省が住宅手当の支給を上申				
	諸官員邸宅差詰リ候付判任以下一大邸一幢ノ儀ニ付伺（案）	官舎の不足に対して、上地屋敷を1ヶ所ずつ各省へ引渡すことを提案	3 . 09	「大隈参議全国一致の論議」	第二 期
.11 官員邸宅貸与ヲ廃ス	官舎の貸与を廃止して、これを払い下げるべく方針を転換	.12 画一の政体への建議（大隈）			
4 . 01	東京府諸官員へ払下邸宅非役或ハ農商へ売却ヲ止メント乞フ（案）	払下げを受けた邸宅の転売は「後進ノ官員」に限るべきことを上申			
.03 邸宅御下ヶ規則・邸宅拝借規則・家作地拝借規則・家作金拝借規則（案）	官舎の払い下げ等に関する東京府の提案	4 . 07 廃藩置県の断行（3府302県）			
.05 縣藩并宅建坪ヲ定ム（案）	石高に応じた県庁舎の建坪と官等に応じた官舎の建坪を規定	.07 官制の改革（8月に1官8省へ）			
.06 官員二邸宅ヲ貸与スルヲ止メ総テ之ヲ購買セシム	東京府へ、M4末で官舎の貸与を廃止して払下げへ移行すべき旨を通達	.10 府県官制			
.11 省寮司等長屋ヲ貸与借代収入	引き続き、各省所管の長屋は必要に応じて貸渡を許可（府県官舎とも）	.11 県治職制、事務章程、常備金規則			
.12 官舎官宅併下且官員拝借ノ官宅修復取立方規則（案）	官舎併下規則・第倉貸渡規則の原案（M5.5.14にかけて計4度の上申）	.11 府県の統廃合（3府72県）			
5 . 05	官舎併下規則・第倉貸渡規則	「払下げ」と「貸渡」とによる官舎政策の完成（諸省府県）	5 . 01	地券発行地租収納規則達	
6 . 02	各縣及地方裁判所勤任官以下官宅無向キ宿代賜方内規則	官舎が不足している県・地方裁判所の官員へは住宅手当を支給	.08 司法職務定則		
7 . 01	宿代賜方規則	新築官舎の禁止、職階に応じた住宅手当の支給	6 . 07 地租改正条例		
.07 官宅税廃止同	第倉貸渡規則などを廃止し、官舎は無税で貸渡することを決定	.12 府県・院省金税出納順序			
.10 宿代賜方規則廃止	宿代賜方規則の廃止				
9 . 05	官舎貸渡規則	官舎の貸渡方法を、より個別的な数量の余地を含むかたちで規定			
備 考	表中、官舎に関する「規則名称等」の欄において「(案)」と付したものは、上申が提出されたが否決されたもの、または採否が明確ではないものを示す。				

2) 官等に応じた規模制限の制定

数多くの土地屋敷を手に入れたとはいえ、東京における武家屋敷の荒廃は甚だしかったようである^{文11)}。そこへ地方より新たに官員となった者が流入してくるのであるから、早急に邸宅を修繕して対応しなければ居住に差支える。しかしながら、未だ財政的基盤も整わない新政府にとって歳出の削減は急務であり、庁舎・官舎等の営繕費の削減が重要視されつつあった^{文12)}。そこで政府は、まず官員の職階に応じて官舎の規模に制限を設けることを決定する(表2-2)^{注6)}。直接的な理由が歳出の削減にあったとはいえ、これによって近代の新たな社会階層に対して、それに相応しい住宅規模が初めて示されたと見ることもできよう。

表2-2 明治2年4月22日「官員ニ貸与セル邸宅ノ制限」

官 等	建 坪	畳 数	その他	付記
2,3等官	70～80 坪	80～100 畳	長屋 3軒	奏任以上ニアツヘシ 判任以下ニアツヘシ
4,5等官	30～40 坪	40～50 畳	長屋 2軒	
6,7等官	25～30 坪	25～30 畳	長屋住居ノ事	
8,9等官	15～20 坪	20～23 畳	長屋住居ノ事	
備考	表中「付記」欄の記載は、東京都公文書館蔵『明治三年一月 摘要留』による。			

しかしながら、この規則は必ずしも徹底され得なかったようである。二ヶ月後の明治2年(1869)6月には、6等官以下の官員に対して、上記規則を遵守するよう、再通達が出されている^{注7)}。規則の制定後も、依然として身分不相応な邸宅の借用を申し出る者が多かったことが知られる。

2.3 第二期における官舎制度

1) 官舎の不足と新たな対応の模索

前記したように、明治維新に伴って新たに政治の中心地となった東京では、当初、土地屋敷を官費で修繕し、これを新たな官員に貸渡していた。しかしながら、東京における状況の変化は想像を絶する速度で進行していたようである。明治3年(1870)の初頭には、既に官員に貸渡し得る空家は残り少なくなっていたという^{文10)}。官舎の不足という新たな問題が迫りつつあった。そのような状況に対して、同年8月5日、外務省は新たに官員となって東京へ移り住んでくる者への対応策を立案、上申する^{注8)}。官員の増加に伴う官舎の不足を受けて、土地屋敷の貸渡を前提とした従前の対応に代わる新たな制度が模索され始める。

2) 官舎の廃止・払下げへの動き

官舎の不足に対する外務省や東京府からの意見は、しかしながら、官舎行政の監督官庁であった大蔵省に退けられることとなる。明治3年(1870)11月9日、大蔵省は、それらに対する代案を提出する^{注9)}。

素官員邸宅ノ儀ハ昨已(明治2年)春御再幸ノ節居所差支候節多分ノ入費ヲ以夫々営繕致シ拜借被仰付候ヨリ因襲シテ今日ニ至候事ニ候尤東京ニ限り官宅被相渡候テハ不公平ニ付京阪其外官宅無之向ハ等級ニ應シ官宅料ハ可被下御規則相立東京ノ外夫々相渡来候既ニ官宅料被下候等ハ東京ニテ自借ノ者ヨリ向所貴属ノ外自営ノモノ迄モ

宅料ハ可被相渡筋ニモ響合追々類義相生連々莫大ノ御入費無際限営繕ニ相及會計ノ御不足現然ノ次第ニ候依之熟考イタシ候処必竟官禄下賜候上ハ一身諸般自営勿論ノ儀ニ候…自今断然被廢候様イタシ度…

前記したように、東京では多額の費用を投入して官舎を整備し、貸渡してきた。一方これに対して「京阪其外」では東京との均衡を考慮して、独自に、官舎に居住できない官員には等級に応じた「官宅料」を支給するという対応を採ってきたようである。大蔵省は、東京と「京阪其外」とで官員の公平を期すという考えには同意を示す。しかし一方で、公平を期すれば、逆に東京での官舎の整備には際限が無く、現にそれが財政を圧迫していることを指摘する。

では、どのような対応が可能なのか。大蔵省の結論は、官舎を廃止し、これらを払い下げというものであった。

太政官はこの提案を受け入れる。これによって官舎制度は大きな転換期を迎えることとなった。後述するように、これ以後、官舎制度は、払下げを基本とする新たな段階に入っていくこととなるのである。

尚、このような動きが起こる明治3年の後半期は、政治的には、府藩県三治制による錯雑した支配の困難を克服すべく、支配制度の統一化が模索された時期であった^{文13)}。そしてその中心的存在が、この時期に大蔵大輔から参議に昇格した大隈重信や大蔵省である。前記したように、東京以外を視野に入れた結果として辿り着いた官舎の廃止という提案が、やはり大蔵省から、そのような支配制度の変革に関する動きと同時期に出されたことは注目されよう。

3) 官舎統制の地方への拡大

明治3年の後半期からの支配制度の模索と時期を同じくして、官舎制度は、払下げを基本とする新たな段階に入った。一方で、明治4年(1871)の半ばからは、これにもう一つの流れが加わることになる。同年5月の民部・大蔵両省の上申に端を発する、地方への統制の拡大である^{注10)}。

二ヶ月後に断行されることとなる廃藩置県を前に、この時点で既に41の県が設置されていた^{文13)}。これら地方官の住宅対策としては、地域によって「官宅料」を支給する場合と、官舎を貸渡する場合とがあったが、特に後者の場合には、既存の建物を官舎に転用して使用しつつ、不足分を新築で補う方法が一般的であったようである。しかしながら、地方における財政上の困難は、諸省のそれ以上であった。特に維新後の戦乱が極度であった北陸・東北では「民力疲弊極り候」地域も多く、費用の捻出に苦心し、新築であっても「粗成ノ材石ヲ用テ…官費民耗ヲ省略」して「少参事以下属官大小ノ等差ナク」住居せざるを得ない状況である^{注11)}。民部・大蔵両省からの上申には「…建家坪間仕切等其縣々ニ於テ取調方區々ニテ…」と述べられている。

そのような状況においても、統一的支配へ向けての強力な動きの中で、明治4年5月、県庁と官舎の建坪を制限する新たな規則は上申されたのである。そこには、石高に応

じた県庁舎の建坪と、官等に応じた官舎の建坪とが規定されている。この内、官舎の規模制限について、前記した規模制限（明治2年4月）を並記して表2-3に示す。

表 2-3 明治4年5月「縣廳并官宅建坪ヲ定ム」

明治4年5月「縣廳并官宅建坪ヲ定ム」					従前の規模制限
職名	官等	建坪	畳数	その他	明2.4
知事	7～8等	80坪	80～100畳	長屋3軒	70～80坪
大参事	10～11等	40坪	40～50畳	長屋2軒	30～40坪
少参事	12～13等	25坪	25～30畳	長屋住居ノ事	25～30坪
大蔵	13等	23坪	23～28畳	長屋住居ノ事	15～20坪
少蔵	15等	20坪	20～23畳	長屋住居ノ事	
史生・縣掌	16-1等	15坪	15～20畳	長屋住居ノ事	
使部以下	16-2等以下	同上	同上	長屋住居ノ事	

これを見ると、ここでの基準が、明治2年4月の『官員へ貸与セル邸宅ノ制限』の延長線上にあることがわかる。そもそも東京の状況に鑑みて示された職階と平面規模との関係（階層性）は、明治4年5月に至り、ほぼそのままのかたちで地方へ拡大されつつあったことが知られる。

しかしながら、二ヶ月後の同年7月14日、「廃藩置県」が断行される。前記した「縣廳并官宅建坪ヲ定ム」なる原案は、同年11月に『県庁建坪規則』として施行されるに至るが、その際、官舎についての規定は削除されることとなった¹⁴⁾。官舎に関する当面の対応としては、11月5日に大蔵省から出された通達の中で「追テ一般ノ御規程相立候迄ハ」従来のまま（各県毎で個別に対応）とされた。廃藩置県を経て官舎の扱いは一旦白紙とされ、それに代わる新たな規則が必要とされていたことが知られる。

4) 『官舎拂下規則』『第舎貸渡規則』の模索・制定

廃藩置県を経て、政府は種々の行財政改革に着手し始める。地方に対しては県治に関する諸規則の整備が、一方それらを管轄する中央に関しては太政官制度の改革が行われ、太政官を頂点として、府県による恣意的な行政を生じさせない中央集権国家体制が急速に制度化されていく¹³⁾。

そのような動きは、官舎制度に関して言えば、前記した明治4年（1871）11月5日の暫定的な措置に代わる「一般ノ御規程」を制定するための模索となって現れる¹²⁾。

明治4年12月13日に大蔵省から太政官へ提出された上申書が端緒である。その後、3度に渡って修正案が提出されて、「新置県」への対応を中心に、主に規模制限と家賃の算定方法に関して議論が繰り返されていく。

このような経緯を経て、明治5年（1872）5月24日、既によく知られた『官舎拂下規則』『第舎貸渡規則』が制定される。前者は、これまでの流れを汲んだ官舎の払下げに関する手続きを更に明確に規定したものであり、後者は「新置県ニテ更ニ第舎建営ノ分」に対して、職階に応じた官舎の規模制限を示したものである（令：36坪、参事：同前、典事～権少属：25坪、史生・県掌：21坪）。明治4年5月の原案（表2-3参照）に比して、「参事」以下では同程度の規模が設定されているにも関わらず、「令」（知事）官舎が極端に小規模に制限されていることが注目される¹³⁾。

廃藩置県とそれ以後の改革を経て具体化されていく地方への統制の強化は官舎制度にも反映され、制度の一般化・詳細化の過程として現れることとなった。これらの両規則は、そのような動きが結実したものと理解される。

2-4. 第三期における官舎制度

1) 地方統治の模索下における再度の住宅手当の支給

『第舎貸渡規則』の制定以降、新たに官舎の新築を望む府県からは、大蔵省へと上申が提出されるようになる。しかしながら、この時期は、そもそも各府県の行政区画自体が未だ流動的である。府県の統廃合が一段落するのは、明治9年（1876）を待たなければならない¹³⁾。

当初は『第舎貸渡規則』に基づく官舎の新築を許可していた大蔵省であったが、そのような状況を受けて、方針を転換せざるを得なくなる。官舎が不足しているとはいえ、更なる統廃合の可能性を考慮すると、安易な新築は後々問題となり兼ねない。同省は明治6年（1873）1月24日、官舎に代えて、再び「宿代」を支給することを提案する¹⁴⁾。

同年2月24日、太政官は大蔵省の上申を受け入れる。慎重に修正を重ねて制定された『第舎貸渡規則』ではあったが、そもそも地方の統治形態が模索されつつある状況の下では、やはり充分には徹底され得ず、補完的な規則を整えて調停を図らざるを得なかったのである。

尚、支給すべき手当額は、同年5月17日に決定されている（表2-4）。職階に応じた格差が明瞭に示されている。

表 2-4 明治6年5月17日決定の宿代支給額

職階	勤任官	奏任官	判任官		等外
官等	1～3等	4～7等	8～13等	14～15等	1～4等
手当額（月額）	4円	3円	2円	1円75銭	1円50銭

2) 『宿代賜方規則』による住宅手当の制度化

前記したような状況を受けて、大蔵省は再び官舎制度の改革に着手する。明治6年（1873）6月5日に同省から太政官へ宛てて提出された上申には、官舎の貸渡及び宿代の支給を、改めて一切廃止することが提案されている¹⁵⁾。

しかしながら、太政官は「今更規定ノ法ヲ俄頃相廢シ候テハ實地差支ヒ…成可致其俟据置候方可然哉」として、この提案に難色を示す。これまでと同様に、官舎に居住していない者へは宿代を支給することが確認される。そして、同年7月3日には更に踏み込んで、宿代に関する前記の内規を統一して制度化すべく、大蔵省にその調査を命じる。

大蔵省は同年12月7日、調査の結果と規則の原案とを太政官へ提出する。原案は裁可され、翌明治7年（1874）1月12日、『宿代賜方規則』として施行されるに至る。これまで暫定的な対応として度々運用されてきた宿代の支給は、ここに統一的な制度として成立することとなった。また前文には、宿代の支給に伴って今後官舎の新築は一切禁止することが明記されている。宿代額は、前記した暫定的な措置に示されたものと同額であった（表2-4参照）。

3)『官舎拂下規則』『第舎貸渡規則』の廃止

明治7年(1874)1月12日、斯くして『宿代賜方規則』は制定された。しかしながら、そもそもこれは、官舎の貸渡及び宿代の支給を一切廃止することを提案した大蔵省が、「今更規定ノ法ヲ俄頃相廃シ候テハ實地差支ヒ」と考える太政官の指示に従うかたちで制定されたものである。大蔵省では、官舎に居住する者からは家賃を徴収し、一方官舎に居住できない者には手当を支給することによる両者の均衡を問題視している。制定から1ヶ月にも満たない2月8日、再び大蔵省から疑義が呈されることとなった^{注16)}。

太政官と大蔵省、更に当時、実質的に府県の官舎を管轄していた内務省とによる議論の末、同年7月22日、家賃の徴収を廃止するという結論が下される。前記した『宿代賜方規則』に規定された新築官舎の禁止と合わせて、『第舎貸渡規則』は完全にその機能を失った。ここに『官舎拂下規則』『第舎貸渡規則』は、制定以来十分に徹底され得ないまま、わずか二年程で廃止されることとなる。

4)『宿代賜方規則』の廃止と『官舎貸渡規則』の制定

前記した決定によって、官舎に関する規則は再び白紙になったと言い得る。しかしながら、その後暫くの間はこの状態が続き、官舎制度としての本質的な改変は為されない。

再度の変革は、明治8年(1875)の後半期に興り始める。同年10月3日に内務・大蔵両省から太政官へ提出された上申書には、そもそも暫定的な措置として運用され始めた宿代の支給が中心的な制度になってきたことで、逆にこれを支給することの当初の意味合いが変質してしまったことが問題視されている。そして、やはり居住者からは「家税」を徴収すべきであろうとの見解が示される^{注17)}。

同年10月18日、太政官はこの上申を裁可し、同年末をもって『宿代賜方規則』を廃止することを決定する。両省によって再び「全國一定ノ」官舎規則を定めるべく審議が重ねられ、その結果、明治9年(1876)5月15日に『官舎貸渡規則』が制定される。官舎に対する取扱いが改めて制度的に一本化されることとなった。『第舎貸渡規則』(明治5年5月)に比して、規模の制限は削除され、また「宿代」の比率には一定の制限が与えられることとなった。

尚、このように見てくると、第三期における官舎制度の展開が、第二期のそれとよくに似た過程を辿ったことが知られよう。『官舎拂下規則』『第舎貸渡規則』(明治5年5月)は、その対応の狭さもあって時勢に合致せずに廃止され、そして、その過程の上に制定された『官舎貸渡規則』では逆に、個別的な裁量の余地を残すかたちで規程が示されることになったと考え得る。この『官舎貸渡規則』は、以後若干の改正が加えられ、また実際の運用に際しては、次章で述べるような各省毎の独自の内規によって細部を補完されつつ、昭和戦前期まで官舎の貸渡方法に関する最上位の規範として運用されていくこととなるのである。

3. 諸省における官舎制度の展開 —旧陸軍省を例に—

前記したように、明治9年5月の『官舎貸渡規則』制定をもって、近代の官舎は一つの結節点を迎える。しかしながら、この規則は、あくまでも官舎を社会的に制度付ける上位則であり、個々の状況に関しては、「到底均一公平ニハ難相成」という前提を含む。実際の運用に際しては、各省毎に独自の内規を制定して細部が補完されていくことが必要であった。本章では、規模においても合理的に配置された職制においても当時の諸省を代表する組織であった旧陸軍省を事例に、それ以後昭和戦前期にかけて、官舎が制度的に展開していく過程を検討する^{注18) 文15)}。

3.1 明治前半期における官舎制度

1) 陸軍省の創設、軍人への住宅手当の支給

陸軍省の成立は、明治元年(1868)1月、新政府の最初の官制である七科の職制の一つに「海陸軍務科」が設けられたことに始まる。数度の改編を経た後、明治4年(1871)7月には兵部省の管轄下に陸軍部がおかれ、同年、東京・仙台・大阪・熊本に鎮台が配置される。明治5年(1872)2月、兵部省が廃止されて陸軍省となる。翌6年(1873)には名古屋と広島とに鎮台が置かれて六鎮台制となり、この体制は師団制への移行を経て、明治後半期まで継続される^{文16)}。

前記したように、明治5年5月、『官舎拂下規則』が制定される。廃藩置県に伴って諸藩から政府に引き継がれ、官舎としても使用された種々の建築について、差し支えのある場所や長屋建を除いて、不要なものは払い下げるべきことが定められる。諸省に関しては、特別な理由がある場合を除いて、新築官舎を供給することはなかったとされる。

この点については、陸軍省に関しても例外ではなかったようである。同省での、軍人の住居に関する最初の内規は、明治6年12月、借家住まいの軍人に対して、官舎に居住する者との不公平を解消するため、職階に応じた住宅手当の支給を定めたものである^{注19)}。その内容を整理し、更に明治8年の改正と、表2-4で示した大蔵省による同時期の暫定的な手当額(年額に換算)とを加えて表3-1に示す。

これを見ると、ここで陸軍省が定めた基準が、既定の内容を大きく逸脱したものであったことが知られる。この点

表3-1 明治初期の旧陸軍省における武官の住宅手当額

大蔵省による暫定規則		明治6年12月(制定時)		明治8年(改正時)	
官名	手当額(年額)	官名	手当額(年額)	官等	手当額(年額)
勲任官	48円	大將	300円	1等	300円
		中將	225円	2等	225円
		少將	150円	3等	150円
		監督長			
		軍医總監			
奏任官	36円	大佐及同相当官	120円	4等	120円
		中佐及同相当官	105円	5等	105円
		少佐及同相当官	90円	6等	90円
		大尉及同相当官	45円	7等	45円
				8等	36円
		中少尉及同相当官	30円	9等	30円
				10等	26円40銭
判任官	24円	曹長及同相当官	22円80銭	11等	22円80銭
	21円	軍曹及同相当官	18円	12等	18円
		伍長及同相当官	15円	13等	15円
等外	18円	諸卒	規定なし	諸卒	12円

について、「海軍武官ハ勿論他文官トニ於テ頗ル権衡ヲ失シ」ていることを問題視した大蔵省からの照会に対して、陸軍省は「陸軍武官ニ在テハ其俸給モ大イニ文官ト相異ナル者ナレハ…右ハ仏国陸軍編成書中ニ因テ調査ノ上…既ニ正院ヘモ御届有之儀ニテ…聊カ関係無之儀ニ候…」と回答している^{注20)}。諸省府県からの上申を審査していた正院（太政官）が、この時期には必ずしも機能し得ていなかったことが窺われると共に、大蔵省を中心に形づくられてきた統一的制度体系は、必ずしも徹底され得ていなかったこと、陸軍省では、創設当初から極めて厳格な職階制度に基づく独自の秩序化が具体化されていたことが知られる。

2) 工兵第六方面（熊本）における『官舎貸附方法』

陸軍省での官舎の供給方法に関する記録の初見は、明治10年（1877）11月に工兵第六方面（熊本）から陸軍大臣に提出された「官舎貸附方法取設旨御届」（以下、『貸附方法』）である^{注21)}。「當官舎ハ在来ノ古家屋ニ修理ヲ加ヘ仮ニ充用スルモノニテ同等ノ屋室ニ僅少ノ廣狹便不便等ノ差異無キヲ保チ難シ」ために「假ニ」制定されたものである。前文には職階に応じた官舎の建坪が3段階に区分されて示され（少佐：32坪，大尉：13坪，中少尉：9坪），7ヶ条から成る本文には具体的な貸渡の方法が規定されている。

「同等ノ屋室ニ僅少ノ廣狹便不便等ノ差異無キ」ことを重視していたことが注目されよう。前記した住宅手当の区分にも現れていた厳格な職階制度が、直接的に空間概念化されていたこと示すものとも言い得る。

尚，前章で示したように，この『貸附方法』が制定される前年には『官舎貸渡規則』が制定されている。両者を比較すれば，この『貸附方法』が，概ね『官舎貸渡規則』に準拠していたことが解る。『官舎貸渡規則』は，その制定の意図に鑑みて，概ね機能していたことが知られる。

3.2 明治後半期における官舎制度

1) 日清・日露戦争に伴う組織の拡大と営繕統制の強化

明治後半期は，日清・日露の両戦争を経て，陸軍省の組織が徐々に拡大していく時期である。日清戦争を経て旭川（明治29年）・弘前・金沢・姫路・善通寺・久留米（以上同31年）の六個師団が，また日露戦争を経て仙台・宇都宮・名古屋・京都（以上明治38年）・姫路・久留米（以上同40年）の六個師団がそれぞれ増設される^{文16)}。

組織の拡大には，新たに多くの施設が必要とされる。また，その建設に際しては，迅速性と経済性が求められる。陸軍省はこうした状況に対応して2つの対策を講じた。一つは一時的な臨時陸軍建築部の設置であり，いま一つは明治19年（1886）の『営繕假規則』，同24年（1891）の『陸軍営繕事務規程』に見られる事務手続きの明確化である。

明治後半期の軍備拡張に伴う建築工事の増加に対し，陸軍省ではこれに対応すべく，財政の出納事務を綿密にし，

各所の営繕事業について省中央部が厳格な監督を行うことによって，より直接的な営繕統制の制度的形成を図っていくこととなる。このことは，官舎の供給に関して言えば，明治前半期の熊本に見られたような個別的・暫定的な対応に対して，後述するような，より厳格な統一的秩序の形成へと，その展開を促すことを意味しているのである。

2) 師団増設に伴う官舎制度の体系化への動き

日清戦争に伴う師団の増設に対応するように，明治34年（1901）12月23日，『陸軍官舎取扱規則』（以下，『取扱規則』）が制定される^{注22)}。官舎の供給方法を直接に規制したものとしては，前記した『貸附方法』（明治10年）以来の規則であり，また『陸軍営繕事務規程』（同24年）以降の官舎制度の展開を考える上での出発点と位置づけ得る。

第1条で「陸軍官舎ハ在職軍人ニ貸渡スモノトス但軍属ニモ之ヲ貸渡スコトヲ得」との定義が為され，また付表には，職階に応じた官舎の等級が示されている（表3-2）。

表 3-2 明治34年12月23日『陸軍官舎取扱規則』

官舎等級	貸 渡 区 分
特 別	将官
合同官舎	中少尉及同相當官ニシテ家族ト同居セサルモノ
一 等	中大佐及同相當官同等軍属
二等 甲	大隊長 聯隊區司令官 憲兵隊長
二等 乙	少佐及同相當官同等軍属
三 等	大尉及同相當官同等軍属
四 等	中少尉及同相當官准士官同等軍属
五 等	准士官及各兵各部下士同等軍属
六 等	各兵各部兵卒

この『取扱規則』は，その後，大正3年（1914）までの間に4度に渡って改正されている。特に日露戦争後の師団増設を経た後の明治45年（1912）1月の改正では，各官舎に対して支給すべき備付品の規程までもが加えられるに至る。その区分を見ると（表3-3），職階に応じて家具の種類及び個数に明確な格差が設けられていたことが知られる。組織の拡大に対応して，秩序の規範が，より細部にまで浸透していく様子が窺われよう^{注23)}。

表 3-3 官舎等級に応じた支給家具（明治45年1月）

	単 独 官 舎					
	特別官舎	中尉	少尉相當官	一等官舎	二等官舎	三四等官舎
応接室	卓 子	1	1	1	1	1
	小卓子	2	1			
	椅 子	長椅子 1 肘掛椅子 2 小椅子 6	長椅子 1 肘掛椅子 2 小椅子 4	長椅子 1 肘掛椅子 2 小椅子 2	小椅子 4	小椅子 3
	窓 掛	窓數ニ應ズ地質特別官舎ハ毛（綿）絨子ノ類 其ノ他ハ絨布ノ類				
客 室	卓 子	1	1			
	小卓子	1	1			
	組椅子	長椅子 1 肘掛椅子 2 小椅子 4	長椅子 1 肘掛椅子 2 小椅子 4			
	窓 掛	窓數ニ應ズ地質毛（綿）絨子ノ類				
食 堂	食 卓	2	2			
	食堂卓子	12	8			
	窓 掛	窓數ニ應ズ地質毛（綿）絨子ノ類				
	窓日覆	硝子嵌込式窓ニ限リ其ノ窓數ニ應ズ備附ク				
施 具	絨絨拂除具	絨絨敷込ノ室ヲ有スル官舎ニ限リ一箇宛備附ク				
	井戸具	井戸數ニ應ズ備附ク但シ其ノ保護費ハ居住者ノ自辨トス				
	梯 子	木敷又ハ竹敷トシ官舎一戸（數戸建官舎ニ在リテハ一棟）又ハ合同官舎一棟ニ付其ノ構造ニ應シ大又ハ小一箇若ハ大又ハ小一箇宛トス				

3) 明治 43 年 5 月『建築要領草案』

前記したように、日清戦争後の師団増設に対応するようにして『取扱規則』は制定され、省内において統一的に官舎の秩序化が図られた。これは日露戦争を経て、更なる師団の増設に追隨して改正されつつ詳細化されていく。組織された師団の数は、明治末期の国内で 16 を数える。

戦争が科学技術の発展と不可分の関係にあることは、明治期においても同様である。明治後半期の軍備の拡張に伴って蓄積されていった様々な技術は、明治 43 年 (1910) 5 月に至り、『建築要領草案』へと結実する^{注 24)}。これは、我が国近代において、最も早く且つ極めて詳細にわたって標準化が示された大規模な規範であるとされる^{文 17)}。それはまさに、軍隊組織の秩序を説いた「軍隊内務書」に記されるところの「兵營結構ニ至ルマテ全軍畫一ヲ原則トナスモノハ實ニ其ノ使用上ヨリ然ルノミナラス外形ノ畫一ニ依リ形而上ノ齋一ヲモトムル大目的」を建築において体现したものと言ってよい^{文 18)}。官舎に関しては、全国各地に配置された憲兵分隊官舎 (分隊長) と同分遣所官舎の 2 種類について、標準平面が定められることとなった (図 3-1)。

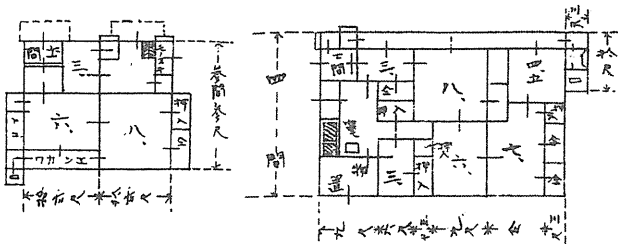


図 3-1 憲兵分隊長官舎 (右) と同分遣所官舎 (左) の標準設計

3.3 大正・昭和戦前期における官舎制度

1) 組織の再編・整備に伴う官舎制度の強化

大正・昭和戦前期は、明治期において一応の軍備を整えた平時の各師団が、戦時体制へと向かって再編・整備されていく時期である。官舎制度に関して言えば、明治後半期において、より詳細に定められていった規範が、組織の整備に伴って、更に強化されていく時期と見ることができる。

明治 34 年 (1901) 以降、陸軍省における官舎の取扱いに関する主要な規範であった『取扱規則』は、大正 9 年 (1920) 8 月、『陸軍官舎貸渡規程』 (以下、『貸渡規程』) に改められる^{注 25)}。条文の内容は概ね『取扱規則』に等しく、官舎の維持管理や貸渡の方法に関して大きな変更は認められない。また、やはり付表として官費によって支給すべき家具が示されていたが、これも同様に従前の規定を踏襲したものであった。しかしながら、貸渡区分は従来よりも細分化されたものとなっている。その内容を整理して、更に『取扱規則』における区分を並記したものを表 3-4 に示す。

「親任官」が追加されたこと、「特別官舎」「五等官舎」がそれぞれ二等級に細分化されたこと、「勅任官」「奏任官」「判任官」毎に等級が付されたことが特徴である。また、併せて、貸渡料が職階に応じて規定されることとなった。

表 3-4 明治 9 年 8 月 26 日『陸軍官舎貸渡規程』

官 舎 賃 渡 区 分 表		官 舎 賃 渡 料		取扱規則 (明治 34 年)
種 類	賃 渡 区 分	官 等	年 額	
親任官官舎	大尉、親補職ニ在ル中將	大尉	450 円	な し
勅任官官舎	1 等	中將同相當官並同等軍属	337 円 50 銭	特別官舎
	2 等	少將同相當官並同等軍属	225 円	
奏任官官舎	1 等	大佐同相當官並同等軍属	180 円	一 等
	2 等	中佐同相當官並同等軍属	157 円 50 銭	二 等 甲
	3 等	少佐同相當官並同等軍属	135 円	二 等 乙
	4 等	大尉同相當官並同等軍属	85 円 50 銭	三 等
	5 等	中、少尉同相當官並同等軍属	72 円	四 等
判任官官舎	1 等	准士官並同等軍属	57 円 60 銭	
	2 等	曹長、同等軍属	34 円 20 銭	五 等
		軍曹、同等軍属	27 円	
等外官舎	兵卒、雇員、傭人	同左	18 円	六 等

2) 官舎制度の体系化と『官舎基準ノ件』

『貸渡規程』の制定から三ヶ月後の大正 9 年 (1920) 11 月には『官舎基準ノ件』が通牒される^{注 26)}。同年 12 月以降に新築される官宿舎を対象として、居住者の職階に応じて床面積に一定の基準を設けたものである。前記した『貸渡規程』の区分毎に官舎の坪数 (敷地坪数、延坪数) が規定され、更に各々に設けられるべき室の名称と数とが示されている (表 3-5)。「標準図」というかたちこそ採られてはいないものの、対象は拡大し、規定は極めて細部にまで渡っている。陸軍省の官舎制度は、この時期、極めて詳細な秩序規範として体系化されるに至ったと言い得る。

その内容を見ると、「客室」及び「茶ノ間」「台所」「物置」「湯殿」「厠」という、公私の生活に不可欠と思われる性格の室は階層によらず設けられており、これらの規模や、それ以外の「応接室」等の種類・規模によって階層性が具現化されていたことが判る。「応接室」「書斎」は少佐以上の官舎に、「食堂」は少将以上の官舎に設けることが許されている。また同じ「書斎」であっても、少将以上は洋室、大佐以下は和室である。大尉 (四等) 以下の官舎は和室の

表 3-5 明治 9 年 11 月 12 日『官舎基準ノ件』

坪数	勅任官官舎		奏任官官舎					判任官官舎	
	一等	二等	一等	二等	三等	四等	五等	一等	二等
建物 (延)	100.0	80.0	55.0	45.0	38.0	30.0	26.0	22.0	18.0
敷地	500.0	400.0	250.0	200.0	150.0	100.0	80.0	60.0	50.0
廊下室	1(7.5坪)	1(6坪)	1(5坪)	1(4坪)	1(4坪)				
食堂	1(8坪)	1(6坪)							
書斎	1(4坪)	1(4坪)	1(6畳)	1(4.5畳)	1(4.5畳)				
客室	1(10畳)	1(10畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(6畳)
同次ノ間	1(8畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)					
主人居室	1(10畳)	1(10畳)							
主婦居室	1(8畳)	1(6畳)	1(8畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)		
老人室	1(6畳)	1(6畳)						1(6畳)	1(6畳)
小児室	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(4.5畳)	1(4.5畳)	1(4.5畳)	1(4.5畳)		
茶ノ間	1(8畳)	1(8畳)	1(8畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(6畳)	1(4.5畳)
書生室	1	1							
女中室	1	1	1	1	1	1			
納戸	1	1	1						
台所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
湯殿	1	1	1	1	1	1	1	1	1
脱衣室	1	1							
表玄関	1	1	1						
内玄関	1	1	1	1	1	1	1	1	1
厠	3	3	3	2	2	2	1	1	1
物置	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1. 親任官及親補職ニ在ル中將ノ官舎ハ其部屋ニテ定ム
2. 衛戍司令官ノ官舎ハ本表基準坪数ニ對シ其十分ノ一以内ヲ増加スルコトヲ得
3. 兵卒雇員ノ官舎ハ「下士」官舎ニ準ス
4. 傭人ノ官舎ハ二室ノ外炊事場、附テ附屬シ九坪 (敷地二十五坪) ヲ基準トシ浴室ハ共用 (二戸ニ付一坪) トス
5. 蔵 (馬丁室ヲ含ム) ハ二頭ニ付十四坪五合、一頭ニ付十二坪トス
6. 建物ハ通常平家建トシ二階建ト為ス場合ニ在リテハ敷地ハ建坪ニ對シ概ネ本表ノ比例ニ依リモノトス
7. 「中少尉」官舎ハ二戸建トシ「准士」官以下ノ官舎ハ二戸以上ヲ含ムトス
8. 宿舍ノ基準ハ官舎ニ準ス但家族ノ携行ヲ許サレザルモノニ在リテハ別ニ之ヲ定ム
※ 表中、各室個の敷積は、室数を示す。また「應接室」以下「茶ノ間」までの各欄における () 内の数値は、原案に示された各室の規模である。

みの構成となる。また「主人居室」「主婦居室」「老人室」「小児室」を見ると、個々に独立した四室を有する場合（勅任官）から、これらを一室で共用する場合（判任官）までの格差が設けられており、階層が上がるに従って、各室の役割（名称）が明確になっていく構造であることが窺われよう。

尚、規則の制定に際して同省経理局建築課（省内の建築業務を管掌）から陸軍大臣へ提出された上申には、各々の官舎が「建築年次及地方ニ依リ区々ニ亘」っており、これらを「實際ノ状況ニ適応セシメントス」ることが必要であると述べられている。また、そこには一部の室（居室）に関して室規模までが記されているほか、基準の設定に際しては、他省（大蔵省、内務省、司法省、海軍省、農商務省）の官舎における職階と面積規模との関係を調査したことが記されている。当規則は極めて周到に計画され、制定されたものであったことが知られる。

3.4 大正後期～昭和戦前期の官舎制度

明治以降の旧陸軍省における官舎の供給は、大正9年（1920）11月に制定された『官舎基準ノ件』をもって、制度的には極めて合理的で厳格な規範に達したと言える。これ以後昭和戦前期にかけては、大正10年（1921）の『職務上官舎ニ居住セシムヘキ者ノ件』等、いくつかの規則が定められてはいくものの、これらはいずれも既定の規則を補完すべく定められたものであった。大正9年に制定された『貸渡規程』と『官舎基準ノ件』とに基づく強力な官舎統制の体制は、戦時態勢に入り、国家的規模で物資の統制が始まるに至るまで継続していくこととなる。

4. 明治・大正期における官舎の平面構成について

第2章では、明治初期において「官舎」というビルディング・タイプが近代社会に条件付けられつつ形成されていく過程を示した。また第3章では、陸軍省の例を通して、そのような社会性を内在して誕生した「官舎」が、それ以後の社会制度の精緻化（組織の肥大化と、それに伴う機構の合理化）とも密接に関係しながら、より厳格に秩序化されていった過程を示した^{注27)}。では、その間、実際に建設された官舎はどのような実態を有していたのであろうか。本章では、得られた平面図をもとに、(1) 職階

に基づく平面の段階的秩序、(2) 建設時期の違いによる平面構成理念の変化、(3) 建設地の違いによる計画内容の異同、という観点から検討を行っていく^{注28)}。

4.1 職階に基づく官舎平面の段階的秩序構成

1) 明治5年、旧木更津県官舎

旧木更津県（上総・安房）から明治5（1872）年8月に上申された官舎の平面図を図4-1に示す^{注29)}。『第舎貸渡規則』（明治5年5月）施行下の計画である。各職階の官舎規模が『第舎貸渡規則』の基準と完全に一致していることは、この規則が機能していたことを示している。

等外官舎は建坪18坪で計画された。これだけが長屋形式である。平面は、出入口方向に対して前列と後列の二列で構成されている。前列には表玄関とそれに続く三畳間、その脇の四畳間、台所・内玄関、湯殿が並び、後列には八畳間と六畳間が続き間形式で並んでいる。奥には縁が通り、端部は便所へ接続している。

14, 15等官舎は建坪21坪で計画された。正面中央に表玄関とそれに続く二畳間が、その両側には床付きの八畳間と三畳間が、奥には三畳間、六畳間、四畳間、湯殿、台所・内玄関（勝手）が配されている。等外官舎に比すれば、八畳間には床が設けられて、ここが客間的な室であることが示されている。

権典事～権少属官舎は、建坪25坪で計画された。14, 15等官舎が拡大したものと解される。八畳間には押入が設けられていない点が注目される。この室からは生活上の機能が排除されたこと、即ち客室としての位置づけが強化されたことが窺われる。いまひとつの特徴は、便所が二ヶ所となった点である。新たな便所は台所の奥に配され、また小便器が設けられていない。家人若しくは下女用の便所と思われる。武士住宅的な、身分に応じた使い分けが意図されたものとも考えられよう。

権令官舎は建坪36坪で計画された。L字型の平面を有し、その角に玄関がおかれている。そこから奥へ向って三畳間、続き間形式の六畳間と八畳間が並び、その奥には便所が設けられている。他方には四室と台所、湯殿、内玄関（勝手）、便所が配されている。特に玄関から奥に繋がる室群は、武士住宅的な続き間座敷を構成し、最

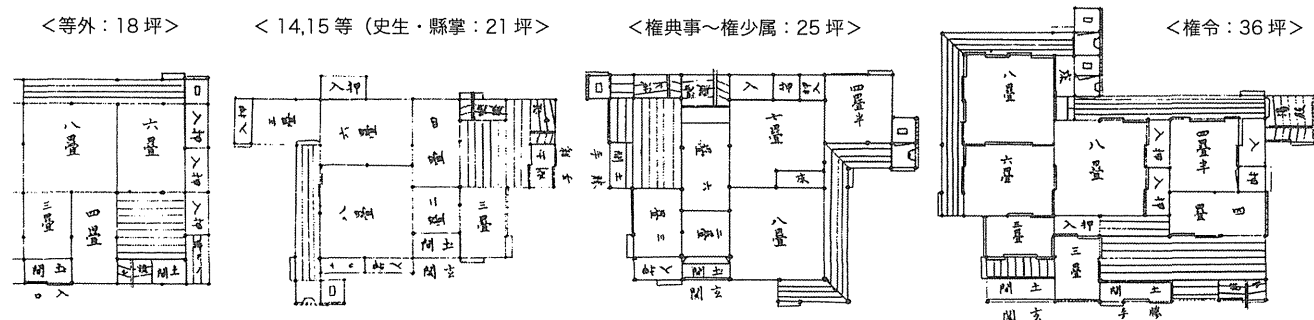


図4-1 旧木更津県官舎（上総・安房、明治5年）

奥の八畳間には床だけでなく、棚までもが設えられている。奥に配された便所の存在も、客と家人との領域区分を確たるものにしている。玄関の間口が広がったことも含めて、階層性が際立って示されている。廃藩置県を経て、知事官舎の規模基準が原案より大幅に縮小されたことは前記した通りであるが(第2章3節4項),その一方、同一県内での段階的秩序に着目すれば、相対的には極めて格式性の強い形式を保持していたことが知られる。

2) 明治33年、旧海軍省・舞鶴鎮守府官舎

旧海軍省の舞鶴鎮守府において、明治33年に新築された官舎の平面図を図4-2に示す^{注30)}。

丁号官舎は建坪22.25坪で計画された。これだけが長屋形式である。平面は出入口方向に対して左列と右列の二列で構成されている。左列には正面側から床付きの八畳間と六畳間とが、右列には表玄関とそれに続く二畳間、その脇の三畳間、その奥に4.5畳間と台所・内玄関、浴室とが並んでいる。同一平面で建設された67戸を方位別に見れば、南入が26戸、北入が22戸、東入が8戸、西入が11戸である。方位との関連性は認め難い。

丙号官舎は35.81坪で計画された。丁号に比して、室数の増加と室規模の増大が顕著である。床付きの八畳間には押入に代わって棚が設けられ、加えてこの室の奥に第二の便所が設けられることで、ここが客間であることが強調される。玄関脇の3畳間は、場合によっては下女室として使用されたとも考えられる^{注31)}。同一平面で建設された32戸を方位別に見れば、北入(主たる居室が南面)が26戸と圧倒的に多く、逆に南入(同北面)は皆無であった。方位と配置との関連性が強く窺われる。

乙号官舎は43.57坪で計画された。平面形態には丙号との関連性が窺われる。しかしながら、これとの大きな違いは住宅背面(後列)に並ぶ4室の中間に押入が置かれて、また縁にもその位置で戸が付けられて、平面が左右に二分されていることである。これによって、住宅内において接客領域と生活領域とが明確に分離される。接客領域では、客室に対して次の間が設けられている。武士住宅的とも言い得る計画理念が見出されよう。方位別に見れば、同一平面で建設された16戸のうち、北入(主たる居室が南面)

が5戸、東入(同西面)が7戸、西入(同東面)が4戸である。東入でも客室だけは南面し得ることは注意すべきであろう。やはり方位との関連性は強いものと思われる。

尚、図4-2には例示していないが、同所では、甲号官舎も建設されている。建坪は48.31坪、規模に関しても、また平面構成に関しても、乙号と極めて類似する。乙号との違いは、生活領域に属する室のうち、2室の6畳間が共に8畳となった点、浴室の脇に脱衣室が設けられた点である。方位別に見れば、同一平面で建設された8戸のうち、北入(主たる居室が南面)が5戸、西入(同東面)が3戸である。

4.2 建設時期の違いによる平面構成理念の変化について

—旧陸軍省・第十三師団官舎の移築過程から—

旧陸軍省・第十三師団は明治38年(1905)4月、日露戦争に伴う軍備拡張の一環として、仙台を本拠として創設された。大正期の戦役に伴う政府の財政難を受けて大正14年(1925)には一旦廃止されるが、昭和12年(1937)9月、日中戦争に伴って復活し、その後、終戦まで存続する。

次頁の図4-3には、この第十三師団で建設された奏任五等官舎の平面図(左)と、大正14年の同師団の廃止に伴って第二師団(仙台)へと引継がれて第二師団副官官舎として移築・再利用された官舎(右)の平面図を示す^{注32)}。

第十三師団奏任五等官舎は、建坪26坪で計画された。建設年代は定かでないが、明治38年(師団創設)から大正14年(廃止)の間と考えてよかろう。方位は不明である。

平面について見ると、住宅前面側には、中央部に踏込とそれに続く三畳間(玄関)、その両脇に六畳の居間と四畳半の老人小児室が、背面側には八畳の客室、六畳の茶の間、台所がとられている。客室には床の間と押入とが設えられている。客室と居間とは続き間的に連続しているが、取次の間(玄関)は居間と客室の双方に接続している。玄関-取次の間という格式的な接客構えは見られるものの、完全な続き間構成とはなっていない。文字通り「居間」は「次の間」ではなく、日常は私室として、また来客の多い場合等には続き間の一室として、公私に渡って転用されたと考えられる。この形式は、前に示した旧海軍省・舞鶴鎮守府丙号官舎(図4-2)とも共通する。公私の兼用的な室の存在は、下級奏任官という中間的な職階上、上下階層との相

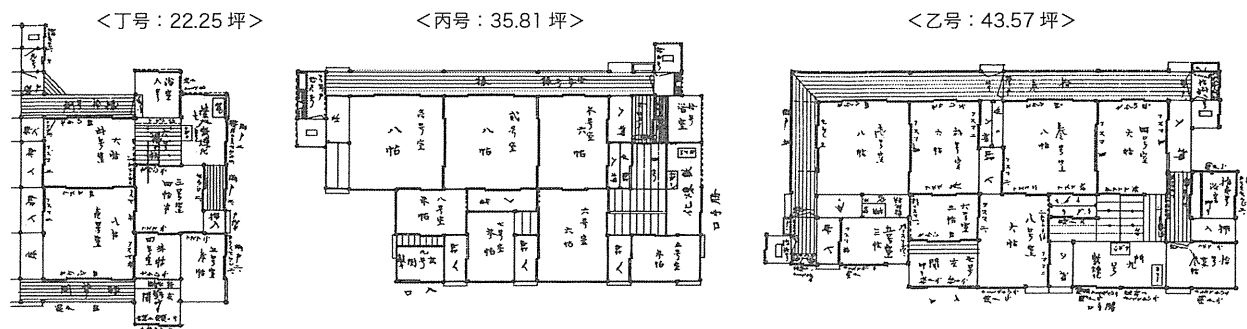


図4-2 旧海軍省・舞鶴鎮守府官舎(明治33年)

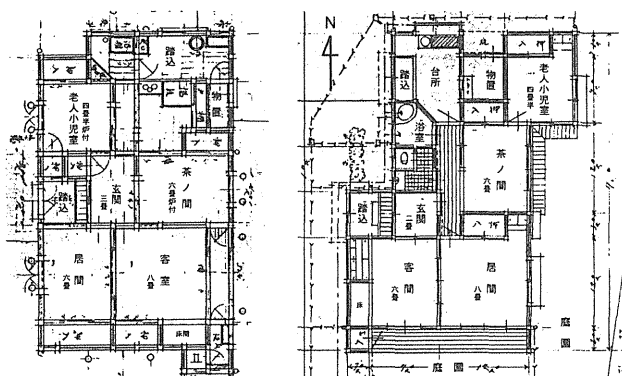


図 4-3 第十三師団官舎（移築前・左）と第二師団官舎（移築後・右）

対的な階層性を模索した結果とも言えようが、明治以降の中流住宅における平面構成の変化傾向とも重なる²⁴⁾。

尚、便所が客室の奥に一ヶ所のみであるため、来客時の居間―便所動線が複雑になるという問題点も指摘し得る。

移築後の第二師団副官官舎は、建坪は従前のまま（26 坪）である。南側道路に面した南北方向に細長い敷地に、建物は長辺を南北にとり、敷地北東に寄せて配置されている。南側には庭園を設け、また西側には南北方向の敷地内通路をとって引込み、西面ほぼ中央に玄関を設けている。

平面は概ね東西に二分され、中央にとられた南北の中廊下で主動線が処理されている。西列には踏込に続く二畳間（玄関）に対して、南には六畳の客間が、北には便所、浴室、台所が並ぶ。一方東列には、南から八畳の居間、六畳の茶の間、一部東側に突出して老人小児室が配されている。

従前の平面構成に比べ、玄関位置に対する客間と居間の位置が入れ替わっている。客間からは押入が無くなり、天袋・地袋となった。また、取次の間（玄関）は客間へのみ接続する。客間の位置に関しては、設計に際して臨時陸軍建築部仙台支部から陸軍本省に提出された上申書に「南面ニ公道アルヲ以テ西部ニ玄関東南部ニ庭園ヲ設ケ之ニ座敷ヲ面セシムル」と記されている。客間の環境を優先的に考慮した結果であることが知られる。押入を天袋・地袋に変更した点や、取次の間と客間・居間との関係も、客間における独立性の強化、即ち格式性の向上と見做され、上記した引用文と同様の文脈にあるものと考えられる。

しかしながら、ここでの客間に対する態度は、必ずしも、旧来的な「接客重視」とは一致しない。中廊下の導入と水廻りの玄関脇への集約化は、従前の平面において指摘し得た居間から便所への動線の問題を解決しており、また、これと相まって全ての居室が南面、若しくは東面している点、特に居間が南東角の最も日当りの良い位置に配されている点は、生活空間に対する配慮と見做すことができよう。

そもそも、ここで比較した両官舎については、各々の設計者が異なるであろうし、単純な比較は早計ではある。また、客間の格式性については、上下層との相対的な格式性を考慮した結果とも考えられる。しかしながら、『建築要領草案』（明治 43 年）以降も更に押し進められていく規範

の体系化を経た後、大正末期に建築された官舎に「接客室への配慮」と「家族居室への配慮」との共存を認め得ることは注目されよう。平面計画の模索過程が見出される。

一般に、近代における中流住宅の変遷は、武士住宅的な「接客重視」から「家族生活重視」「合理的な計画」へという枠組で理解される。後者を代表するものとして、いわゆる「中廊下型平面」は位置づけられる。もちろん、この理解が間違っている訳ではない。しかしながら「中流」概念そのものが階層分化を前提としており、また一概に「中流」と言っても、その幅は広い。前記したように、同じ「中流」軍人の官舎でも、職階に応じて、相対的により「接客重視」に近い平面から、より「接客重視」からは遠い平面までが、また「接客重視」と「家族生活重視・合理的な計画」との両立を意図した平面までもが同時代的に存在していることは、近代住宅を理解する場合に、それを平面構成の観点から、一元論的進歩史観に則って見るだけではなく、「社会（階層）性」という観点から捉えることの可能性を示唆している。近代住宅の様相は、ある時代の断面を取り出しても、極めて多様である。そして、そもそも社会における階層分化は、それが直接的・意識的か否かという差異はあるにせよ、必ずしも前近代的な概念ではないことを知るのである。

4.3 建設地の違いによる計画内容の異同について

図 4-4 は、明治 42 年（1909）に新築された平壤旅団副官宿舎を基に、大正 11 年（1922）に改築された第二十師団奏任三等宿舎である³³⁾。設計は第二十師団経理部である。木造平屋一戸建、建坪は付属物置を含めて 35.75 坪である。新築時は尉官に貸渡されていたが、『官舎基準ノ件』（大正 9 年）制定以後はこれに従って少佐へ貸渡された。

外壁は腰煉瓦積、腰上下見板張ペンキ塗り、内壁は応接室のみ木摺壁とし、その他は真壁漆喰塗である。天井は、玄関・応接室を折揚天井、老人小児室は紙張天井、他を棹縁天井とし、さらに浴室、便所、押入を除いて防寒構造（「防寒置土」）を用いる。床は応接室で二重板張りの上にリノリュウム敷、老人小児室にはオンドルを用い、他は畳敷きである。畳敷きの室では客室及び茶の間で「宮崎式ペーチカ」を用い、他には「炬燵及置暖炉」が設備された。

平面について見ると、北側中央付近に踏込とそれに続く

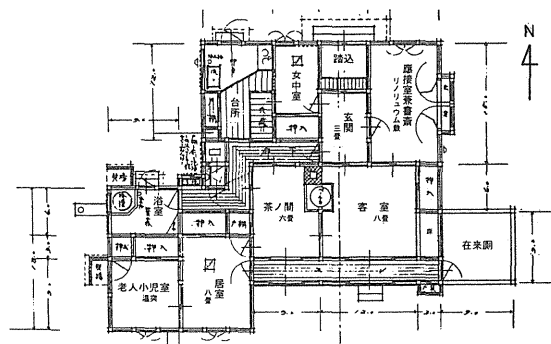


図 4-4 第二十師団奏任三等宿舎 (T11)

三畳の玄関（取次の間）がとられ、この東側に3.75坪の応接室兼書斎が、西側には三畳の女中室と台所が並ぶ。南側には、取次の間と応接室とに接続する八畳の客室と、廊下に接続する六畳の茶の間がとられ、これらの南には縁が、両室の間にはペーチカが置かれている。

尚、この平壤宿舎と、同等の軍人に対して台湾で供給された宿舎との差異は示唆的である。室の種類は一致し、また各室の配列に関しても共通点が多いものの、台湾では居室の外側に縁を巡らせ、更に深い軒を張り出して、強い日差しへの配慮が試みられているのである。

共に職階に鑑みて、『官舎基準ノ件』に準拠した規模・室構成である。上下階層との相対的な格式性は厳格に保持されつつ、同時に、平壤での防寒、台湾での防暑と、気候特性に配慮した計画が為されている点は注目されよう。

5. 種々の断片に窺い知る近代の「官舎」像

前章までは、限られた事例を通してではあるが、その成立・展開の過程を通して直接的に官舎を俯瞰してきた。では、官舎はその当時において、どのような存在として捉えられていたのであろうか。そのような観点からの検討は、これまで殆ど為されてはいない。本章では、やはり断片的にはあるが、やや視点を変えて、外側から、間接的に官舎を捉え得る事柄に触れておきたい。

フ란ツ・バルツァーの『Das japanische Haus』が極めて示唆的である²¹⁾。バルツァーは、明治31年(1898)通信省鉄道庁に技術顧問として招聘されたドイツ人技師である。明治36年(1903)にベルリンで出版されたこの著作は、日本滞在を利用して日本建築の研究に励んだ著者が、建築の専門的な視点から日本の建築を西洋に紹介する意図で執筆されたものである。そこには、旧鉄道省の官舎が複数取り上げられ、紹介されている。解説には、日本の専門家の言として、この住宅形式が日本では既に一つの住宅モデルとして確立されつつあることが記されている²²⁾。明治36年のことである。

また、木子清敬が東京帝国大学にて行った講義も興味深い。宮内省内匠寮で主に皇室関係の和風建築の設計に携わっていた木子は、明治22年(1889)1月から同34年(1901)9月までの約12年8ヶ月、同大学にて嘱託として「日本建築学」の講義を行っている²³⁾。住宅建築に関しては、講義の他に設計課題を課していたようである。課題の内容は2題が知られる。一方は300坪の邸宅、他方が「官員当時の住居」と題された60坪の官舎である。後者について見ると、所要室として6～8畳の「玄関」、6～8畳の「客之間」、4.5畳の「書生部屋」、10～12畳の「奥客間座敷」(「床コ棚ヲ要ス」)、6～8畳の「妻君居間」、4～4.5畳の「下女部屋」、「上便所」と「下便所」等が求められている。規模や所用室から判断して、中・上級官員用の官舎であろう。いずれにしても、官舎は、帝国大

学の設計教育でも取り上げられる題材であったのである。

大正11年(1922)3月に刊行された大衆婦人雑誌『主婦之友』には、当時建設中であった内務省燃料研究所の官舎が紹介されている²⁴⁾。官舎は「甲乙丙丁と四種の様式に分れて」いたようであるが、ここではその内、高等官用の28.5坪の乙号官舎と、判任官用の15.5坪の丁号官舎が平面図入りで取り上げられている。判断の是非はともかく、特に官舎「街」として、「倶楽部」を中心とした「共同庭園」や、「八間幅の道路が一直線に貫いて、両側に並木を、中央に街燈を配置」した計画を「従来の官舎や社宅と趣を異にし、他に類例を見ない新しい方向へ向っている」と高く評価している。平面計画に関しては、確かに乙号と丁号の平面には職階に応じた明確な差異が認められるものの、「何れにしても衛生的で便利で住心地がよいことを主眼に建てられ」ていることを極めて好意的に受け止めている。官舎における試みが、社会的にも注目され得たことが示されよう。

6. おわりに

本研究では、我が国近代の官舎建築を取り上げ、供給制度の変遷と住宅平面の具体的様態とを明らかにし、その歴史的意義について検討することを試みた。

第2,3章では、明治初期において、「官舎」というビルディング・タイプが「近代」という新たな社会に条件付けられつつ形成された過程を、また、そのような社会性を内在して誕生した「官舎」が、明治中期以降、組織の肥大化と、機構の細分化を通して進行する社会制度の精緻化とも密接に関係しつつ、より厳格に秩序化されていく過程を示した。維新の大変革に対する新たな秩序の形成や、行政機構の拡大や精緻化といった政治的動向とも密接に関係しながら展開されてきたその過程には、官舎の社会的位置付けを垣間見ることができる。

第4章では、明治・大正期に建設された官舎の平面図を基に、その実態を検討した。時期を問わず、また供給主体を問わず、居住者の職階の上昇に従って平面規模が拡大し、また接客機能が充実して、相対的に格式性が強調されていくという段階的な秩序が示されていた。しかし一方、そのように厳格な秩序構造の中にも、個々には様々な試みが見出されることは極めて興味深い。また、同じ「中流」官舎でも、より「接客重視」的な平面から、より「家族生活重視」的な平面までが、同時代的に存在していたことは注目されよう。「中流」住宅の実相は極めて多様であることが示されると同時に、近代住宅を理解するためには、この多様な各々の相の変遷を解明する必要があることが窺われる。このような視点に立ったとき、官舎が包含する階層の広さは、極めて示唆的であることを知る。

第5章では、断片的な事柄からではあるが、当時において官舎が如何なる存在であったのかを検討した。木子

の例からは、官舎がその時代を代表する建築であったことが、また『主婦之友』の例からは、そこに見られる様々な試みが、社会一般にも注目され得るものであったことが、そしてバルツァーの例からは、それが対外的に見ても近代日本を代表する住宅形式であったことが窺われた。

今回は限られた事例から近代の官舎について検討した。ここで示唆されたその重要性に鑑みれば、今後は更に事例研究を積み重ね、より検討を深めていく必要がある。

<注>

- 1) 防衛研究所図書館蔵：大正5年 大日記 乙輯 第2類 第3冊
- 2) 国立国会図書館蔵：鉄道時報 第1156号，大正11年5月
- 3) 尚，本章の記述は，本研究の中間時点で発表した拙論（参考文献9）を再構成したものである。
- 4) ここで検討の対象とした時期は，慶応3年10月の大政奉還から，明治9年5月の『官舎貸渡規則』制定までとした。当規則は明治10年にその一部が改正された後，第二次大戦後まで本質的には改変されずに適用され続けていく。それ以前には規則が頻繁に改変されていたことに比して（表2-1参照），『官舎貸渡規則』がその後70年程にも渡って適用され続けていったことは，この規則の制定が官舎制度の展開において一つの結節点であったことを示している。
- 5) 国立公文書館蔵：太政類典 第1編 第15巻
- 6) 国立公文書館蔵：太政類典 第1編 第24巻
その前文には，「今度諸官員へ拜借ノ邸宅御修復莫大ノ費用ニテ御時節柄簡易ノ御主意ニ相戻リ候次第ニ付向後拜借ノ建家坪数等別紙ノ通御定相成候」（傍点は筆者加筆）とある。
- 7) 同上
- 8) 国立公文書館蔵：太政類典 第1編 第159巻
尚，このような状況は外務省に限ったことではなかったようである。後に東京府が太政官に提出した文書には，「諸省」において，空家が「更ニ」不足している状況が記されている。
- 9) 国立公文書館蔵：太政類典 第1編 第24巻
尚，括弧内および傍点は筆者の加筆による（以下同様）。
- 10) 国立公文書館蔵：太政類典 第1編 第73巻
- 11) 同上
- 12) 国立公文書館蔵：公文録 明治5年 第13巻 大蔵省之部
- 13) このことは既に石田氏の論考（参考文献8）においても示唆されている。維新以降の中央集権的行政機構の構築過程の中で，地方は中央の強力な統制下に置かれ，地方官の権限もまた大きく制限されていったという（大島太郎：日本地方行政財政史序説，未来社，1968）。県令の官舎規模が急激に減少していることは，上記に照らして極めて興味深い結果である。
- 14) 国立公文書館蔵：太政類典 第2編 第309巻
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) 同上
- 18) 尚，本章の記述は，本研究の中間時点で発表した拙論（参考文献15，但し本研究の申請時点で既に査読中）を基に，新たな知見を加えて再編したものである。
- 19) 国立公文書館蔵：太政類典 第2編 第233巻上
- 20) 同上。
- 21) 防衛研究所図書館蔵：明治10年12月 大日記 砲兵工兵之部
- 22) 明治34年12月23日，陸達第77号
- 23) この時，海外駐留部隊に対しても同様の規程が制定されている（明治45年1月24日，陸普第186号）。各々の規定内容には，地域毎の建築様式の違いにも対応した差異が認められる点が注目されるが，職階に応じた秩序が形成されている点では共通している。
- 24) 陸軍省 第45号『建築要領草案』
- 25) 大正9年8月26日，陸達第82号
- 26) 大正9年11月12日，陸普第5044号

- 27) 筆者らの調査によれば，精粗の違いこそあれ旧海軍省（参考文献3）と旧鉄道省（参考文献19）でも同様の流れを辿ったことが知られる。
- 28) 尚，本章の記述は，既発表の拙論（参考文献3,15）に，本研究の中間時点で発表した拙論（参考文献20）を加えて再編したものである。
- 29) 国立公文書館蔵：太政類典 第2編 第104巻
- 30) 防衛研究所図書館蔵：舞鶴鎮守府工事竣工報告，明治33年
- 31) 同様に旧海軍省で，同階級の軍人に供給された官舎の中で，平面図に室名が記されている佐世保鎮守府乙号官舎（34.72坪，明治34年）や呉鎮守府丙号官舎（33.00坪，明治44年）を見ると，いずれも玄関に近い3畳間が「下女室」とされている。
- 32) 防衛研究所図書館蔵：大正14年 大日記 乙輯 第2類 第2冊
- 33) 防衛研究所図書館蔵：大正11年 大日記 乙輯 第2類 第2冊

<参考文献>

- 1) 遠藤明久：北海道住宅史話，住まいの図書館出版会，1994.6
- 2) 高田絵美ほか：生野鉱山における官舎・社宅に関する研究，日本建築学会近畿支部研究報告集，pp.809～812，2005
- 3) 崎山俊雄ほか：近代日本の住宅建築における標準設計の成立過程に関する研究 ～海軍省官舎建築を例に～，日本建築学会計画系論文集，第542号，pp.213～220，2001.4
- 4) 青木正夫ほか：中流住宅の平面構成に関する研究（1），住宅建築研究所報，No10，1983
- 5) 角幸博ほか：旧樺太守備隊司令官宿舎の現況と設計者について，日本建築学会技術報告集，第14号，pp.331～334，2001.12
- 6) 坂本勝比古ほか：旧陸軍第十五師団長官舎，2000年度 日本建築学会関東支部研究報告集，pp.569～572，2000
- 7) 西山知三：日本のすまい3，勁草書房，1980
- 8) 石田潤一郎：都道府県庁舎 その建築史的考察，思文閣出版，1993.2
- 9) 崎山俊雄ほか：明治初期における官舎制度の形成過程について，日本建築学会計画系論文集，第608号，pp.149～156，2006.10
- 10) 東京都公文書館編：明治初年の武家地処理問題，1965.9
- 11) 大木喬任：寛政当時の東京，太陽 第4巻9号 臨時増刊，博文館，pp.100～106，1898.4
- 12) 明治財政史編纂会編：明治財政史 第3巻，吉川弘文館，1971.8（第3版）
- 13) 松尾正人：廃藩置県，中公新書，1986.6
- 14) 日本工学会編：明治工業史 建築篇（復刻），1994.12
- 15) 崎山俊雄ほか：旧陸軍省における官舎建築の供給制度と平面構成について，日本建築学会計画系論文集，第595号，pp.189～196，2005.9
- 16) 日本近代史料研究会編：日本陸海軍の制度・組織・人事，東京大学出版会，1975.11（第4版）
- 17) 菊池重郎：中央官衙建築100年の歩み（下），公共建築，24号，1964
- 18) 中森勉：陸軍建築の光と影，月刊文化財，No316，1990
- 19) 崎山俊雄ほか：旧鉄道省における官舎の供給制度について，日本建築学会大会学術講演梗概集，F-2分冊，pp.263～264，2005.9
- 20) 崎山俊雄ほか：明治初期における府県の官舎建築について，日本建築学会東北支部研究報告集，第69号，pp.213～216，2006.6
- 21) Franz Baltzer：Das japanische Haus，Wilhelm Ernst & Sohn，1903
- 22) 金刺礼子ほか：ヨーロッパにおける日本の建築文化の理解と受容に関する研究，日本建築学会近畿支部研究報告集，pp.933～936，2002
- 23) 稲葉信子：木子清敬の帝国大学（東京帝国大学）における日本建築学授業について，日本建築学会計画系論文報告集，第374号，pp.111～121，1987.4
- 24) 主婦之友社編：主婦之友，第6巻 第5号，pp.61～64，1922.3